

枚方市（平成 20 年 11 月 1 日から）

対象建築物	特定工程	特定工程後の工程
<p>木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくはその他の構造又はこれらの構造が混合した構造の新築の工事を行う建築物で、次の（１）又は（２）のいずれかに該当するもの</p> <p>（１） 住宅（兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。）の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分について、床面積が 50 ㎡を超えるもの</p> <p>（２） （１）用途以外の用途に供する建築物で、当該建築物の確認の申請部分について、床面積の合計が 300 ㎡を超えるもの又は地階を除く階数が 3 以上のもの</p>	<p>◆基礎工事（※１） 法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※２）の、基礎の配筋工事</p>	<p>法第 6 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる建築物（※２）の基礎のコンクリート打込み工事</p>
	<p>◆建方工事（※３） （１．木造） 屋根の小屋組の工事</p>	<p>壁の外装工事又は内装工事</p>
	<p>（２．鉄骨造） ２階の床版の取付け工事（平屋については、建方工事）</p>	<p>壁の外装工事又は内装工事</p>
	<p>（３．鉄筋コンクリート造） ２階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）の配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものについては、２階のはり及び床版の取付け工事）</p>	<p>２階の床及びこれを支持するはり（平屋については、屋根床版）のコンクリート打込み工事（コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、２階の柱及び壁の取付け工事）</p>
	<p>（４．鉄骨鉄筋コンクリート造） ２階の床及びこれを支持するはりの配筋工事</p>	<p>２階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事</p>
	<p>（５．その他の構造） 屋根の工事</p>	<p>壁の外装工事又は内装工事</p>
<p>（６．１から５までの構造の区分のうち 2 以上の構造の区分にわたる構造） 該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事（主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事）</p>	<p>左欄に掲げる工事に係る構造に対応する構造の区分に応じた特定工程後の工程の工事</p>	

（※１） 基礎の配筋工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事

（※２） 法第 68 条の 20 第 1 項又は第 2 項の規定により法第 68 条の 11 第 1 項の認証に係る型式に適合するとみなされる建築物を除く

（※３） 工事を 2 以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事

適用除外 法第 18 条若しくは法第 85 条の規定の適用を受ける建築物及び市長が別に定める建築物